

00151

鳥取縣公報

昭和二十三年十月三十日

号外 土曜日

規則

◆鳥取縣規則第七十六號

昭和二十三年法律第二百十号指定農林物資検査法に基いて、鳥取縣林產物等検査規則を次のように定める。

昭和二十三年十月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣林產物等検査規則

材、坑木、杭丸太、電柱、造船用材、バルブ用材、押角、耳付材、仕組板、枕木、腕木、たる丸材（以上を一括して以下木材という。）木炭、普通薪、ガス用薪（以上を一括して以下薪炭という。）たどん、木ろう、はぜの実をいう。

第一條 本縣の林產物等（以下林產物という。）の検査（以下検査という。）については、昭和二十三年法律

（二百十号指定農林物資検査法（以下法という。）及び同法関係法令によるもの外、この規則の定めるところによる。但し、別に定めのあるものについてはこの限りでない。）

第二條 この規則において林產物とは、一般用材、辦甲

2 前項の場合において不服の申出又は改訂の請求が成立したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項及び前項の書類は、所轄地方事務所を経由しなければならない。

第四條 知事は、法第四條第四項の証票、印章又は記号

(以下証票といふ。)を別に定める。

第五條 地方事務所長は、検査の実務を行う指定農林物資検査法施行規則(以下施行規則といふ。)第二條の職員(以下林産物検査吏員といふ。)の駐在所(以下駐在所といふ。)及びその検査区域を定め、これを公示する。

2 知事は、検査の手續に関する事項を別に定める。

第六條 施行規則第六條本文の場所は、次の通りとする。

一般用材中素材、辨甲材、杭丸太、電柱、造船用材中素材及びバルブ用材

木炭及び普通薪、一般用材中製材、造船用材中製材、押角材、耳付材、台組板、枕材

木、腕木及びたどん、ガス用薪及びたどん

木ろう、はぜの実、所在市町村内の集積場所

製造場所、所在市町村内の土場、倉庫、居宅その他これに準ずる場所

第七條 施行規則第三條又は同第六條但書の申請書を提出する場合その申請書は、前條の場所を検査区域とす

る駐在所を経由しなければならない。
2 施行規則第六條但書の許可を受けた者で、前項の検査区域外において検査を受けようとする者は、同第三條の申請書に許可書を添え、検査を受けることを許可せらるべきである。

第八條 検査を受けようとする者は、受検前予め林産物

を種類別に検査に便なるよう配列しておかなければならぬ。

2 前項の配列をする場合、木材にあつては、昭和十四年農林省告示第三百六十七号用材規格規程(以下用材規格規程といふ。)第四十一條但書の許可を受けたもの

又は同條第二項の小の素材若しくは同條同項の適用を受けるものを除くの外、別に定める様式により用材規格規程、昭和十八年農林省告示第四百七十号ヒバ素材規格規程、昭和十六年農林省告示第五百九十九号ガシ材規格規程、昭和十七年農林省告示第五百九十九号杭丸太特殊規格規程、

材規格規程、同第三百九十九号杭丸太特殊規格規程、

昭和十九年農商省告示第千二十四号電柱用材規格規程、同第三百七十二号造船用材規格規程、昭和十八年農林省告示第四百七十一号押角規格規程、同第四百七十二

号耳付材規格規程、昭和十七年農林省告示第八十七号包装木箱用仕組板規格規程、昭和十八年農林省告示第三百八十三号枕木規格規程及び昭和十九年農商省告示第六十四号腕木規格規程に定める標示をし、薪炭(普通薪を除く。)たどん、木ろう、はぜの実にあつては、所定の事項を標示することにより証票となる紙片(以下荷票といふ。)に所定の事項を記入し、これを林産物の包装に繋結しなければならない。但し、包装しないがス用薪にあつては、運搬器具の単位ごとに集積し、別に定める木札に荷票を貼付し、所定の事項を記入し、集積場所の見易いところにおかなければならぬ。

3 用材規格規程第四十一條但書又は昭和二十一年農林省告示第九十六号の許可を受けようとする者は、申請書を用材規格規程第四十一條の場合にあつては、第七條

第一項の駐在所昭和二十一年農林省告示第九十六号の

場合にあつては、所轄地方事務所を経由提出しなければならない。

4 第二項の荷票を販売しようとする者及び販売を止める者は、その旨を所轄地方事務所経由知事に届け出なければならない。この場合知事は、その者の販売所及び氏名を公告する。

第九條 検査を行つたとき、林産物検査吏員は、その印

章を、木材にあつては、所定の箇所及び結束をするものにあつては、結束の兩側面に、木炭、ガス用薪、たどん、木ろう、はぜの実にあつては、荷票に、普通薪については、束薪には一箇所、棚薪には一棚ごとに十箇所木口に押す外、品質、等級等の定めのあるもの(用材規格規程第四十二條の小の素材及び同條の適用を受けるものを除く。)であつて、印章にその標示のないものにあつては、その記号を附するものとする。

第十條 検査を受けようとする者は、別に定める規則により検査手数料を納付しなければならない。但し、法規の規定により検査を受け上位の等級に変更され

00154

た場合及び該第一項第八号の適用を受け再検査を受けた場合は、この限りでない。

第十一條 林產物検査吏員は、次の各号の一に該当するときは、施行規則第七條の者にその理由を明示し、検査を中止し又は行わないことがある。

- 一 前條又は施行規則第七條の規定に違反したとき。
- 二 第八條に定める事項をなさず、若しくは、それが不適當と認めるとき。
- 三 乾燥を必要とするものであつて、それが不充分なとき。
- 四 林產物に夾雜物を混入したとき。

第十二條 検査に要する費用及び検査中林產物について生じた損失は、林產物検査吏員の故意又は過失による場合を除き、検査を受ける者の負担とする。

第十三條 検査を受ける者は、帳簿を備え、受檢年月日、受檢品目、種類、數量並びに検査手數料等を記載しなければならない。

第十四條 林產物検査吏員は、検査を行う上において必

要があると認めるときは、林產物の所在する場所を囲み、検査、積替、解裝、保管及び保管に必要な措置の実行、製造の中止、又は運搬の停止を命じ、若しくは必要と認める書類、その他の物件の提示を求めることができる。

第十五條 何人も検査を受けた林產物でなければ、これを所在の市町村の区域外に搬出することができない。但し、施行規則第六條但書の許可若しくは第十六條の点検を受けた場合は、この限りでない。

第十六條 検査を受けることを要しない林產物、又は検査を受けることを要しない認定を別に受けるものであるとの判定が受けられる林產物で、検査を受けることを要するものと判別しがたいものを所在の市町村の区域外に搬出し又は使用し若しくは消費しようとする者は、その種類別数量等を口頭で、第七條第一項の駐在所に申し込み、点検を受けなければならない。この場合には、第八條第二項の規定を適用する。

2 点検を行つたとき、林產物検査吏員は、その林產物又

00155

はその包装若しくは予め包装に繋結した荷票に準ずる紙片にその記号を附するものとする。

3 第一項の認定を受けたことができなかつた場合には、第七條乃至第十條の規定を準用する。

第十七條 施行規則第三條、同第六條但書、第八條第二項の申請書及び第八條第四項の届書の様式は、附表にによる。

附 則

第十八條 この規則は、公布の日からこれを施行する。

第十九條 昭和二十二年鳥取縣規則第五十七号鳥取縣木材検査規則及び昭和二十二年鳥取縣規則第三十七号鳥取縣薪炭検査規則は、これを廢止する。

2 当分の間、前項の規則による証票等又は検査吏員証を用いる場合、その証票等又は検査吏員証は、これを第一條の証票等又は施行規則第一條の証明書とみなす。

附表

一、施行規則第三條の申請書

○○○検査申請書									
種類 市町村	生産 樹種 材種 又は 形 量 目	等級 等級 用途 用 途 數 量	手 數 料 單 價 金 額	受 檢 場 所 月 日	受 檢 場 所 月 日	受 檢 場 所 月 日	受 檢 場 所 月 日	受 檢 場 所 月 日	受 檢 場 所 月 日
右検査を受けたいから申請いたします。									
年 月 日									

知 事 宛 氏 名 国

住 所

名

國

一、種類欄は林產物の種類を記載すること。

二、樹木種欄は、木材以外のものにあつては、銘柄、樹種欄は品種、材種欄は称呼と読み替えるものとする。

三、形量欄は、木材にあつては、厚、巾(径)及び長、普通薪にあつては、結束、胴廻り及び長とすること。

00156

四、等級欄は、その定めのあるものにつき記載すること。

五、用途は、木材につき記載すること。

六、数量欄の単位は、木材につづては本又は束及び石、薪炭につづては、束又は層積石、たどんにつづては疊、木ろう及びはぜの實にあつては斤とする。

二、施行規則第六條但書の申請書
○○○受検地変更許可申請書

右許可を受けたいから申請いたします。

種類 市町村 樹種材種 生産 樹材種 数量又 市町村 数量 受 檢 發 着 予 事由	年 月 日	
	住 所 氏 名	

樹種材種 厚幅(径) 形 量 長 数 量 石	年 月 日	
	住 所 氏 名	

四、第八條第三項の特殊規格の申請書

特殊規格木材生産許可申請書

市町村 郡市町村 郡市町村 石

素材の生産 製材の生産 樹種 材積 期間 事由

注意
一、附表一、の申請書の注意に準じ記載すること。

三、第八條第三項の標示省略の申請書

標示省略許可申請書

右許可を受けたいから申請いたします。
右許可を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏名

宛

昭和二十三年十月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣規則第七十七号

昭和二十三年鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等検査規則第十條の規定に基いて、鳥取縣林產物等手數料規則を次のように定める。

昭和二十三年十月三十日

鳥取縣林產物等手數料規則

第一條 昭和二十三年鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等検査規則(以下規則といふ。)第十條の検査手数料(以下手数料といふ。)は、次の通りとする。

- 一、販売(販売廃止)者の住所及び氏名
二、販売所の位置
三、壹年間の販売予定期数量
四、販売廃止の場合にあつては、その理由

- 右御届けいたします。
年 月 日
住所 氏名

知事宛

住 所 氏名

年 月 日
住所 氏名年 月 日
住所 氏名

00158

六、木ろう 百斤につき

拾五円

七、はぜの実 同

五 円

2 手数料は、林産物検査証箋（以下証箋といふ。）をもつて検査の申請ごとに納付しなければならない。但し、手数料に拾錢未満の端数を生じたときは、これを拾錢に切上げるものとする。

第二條 証箋は、木材及び普通薪にあつてはその申請書に、木炭、ガス用薪、たん、木ろう及びはぜの実にあつては、荷票に附した針金を折り返し、これに貼付しなければならない。但し、規則第十條但書の規定に該当する場合はこの限りでない。

第三條 証箋は、次の種類により出納長の印を押し、これを発給する。

拾 錢	べに色	式 円	とび色
五拾錢	みどり色	五 円	あさぎ色
七拾錢	むらさき色	拾 円	ちや色
耄 円	ねずみ色	五拾円	うすべに色
耄円參拾錢	あい色	百 円	のうこん色

第四條 証箋は、知事が指定する証箋元壳捌人（以下元壳捌人といふ。）及びその者が認可を受けておく証箋

小壳人（以下小壳人といふ。）に壳捌を行わせるものとする。但し、知事が必要ありと認めたときは、元壳捌人に對し、小壳人をおくところを指定することができる。

2 前項の認可を受けようとする元壳捌人は、申請書を知事に提出しなければならない。

第五條 元壳捌人に交付する証箋は、額面金額の百分の七を控除した額とし、元壳捌人は、証箋の額面金額の百分の三、六を控除した額をもつて、小壳人に壳り渡さなければならない。

第六條 元壳捌人は、証箋の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出し、知事の発給する納額告知書により、その代金を納付しなければならない。

第七條 破損又は汚染した証箋は、販売し又は使用することができない。

第八條 規則改正のため使用することのできない証箋又

00159

は証箋の取扱を廢止したくめ壳渡未済となつた証箋は、不用となつた日から一月以内に限りこれを返還することができる。

第九條 元壳捌人は、証箋受拂簿を備え、林産物検査吏員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十條 元壳捌人及び小壳人は、その壳捌所に標識を掲示しなければならない。

附 則

第十一條 この規則は、公布の日からこれを施行する。

第十二條 昭和二十二年鳥取縣規則第四十^八号林産物検査手数料規則は、これを廢止する。

前項の規則により定めた元壳捌人及び小壳人又は發行済の証箋は、これをこの規則により定め又は發行したものとみなす。

一、証箋

四分五

七分

一、第四條の認可申請書
林産物検査証箋小壳人設置認可申請書
二、小壳人の住所及び氏名
三、小壳人の壳捌範囲

右認可を受けたいから申請いたします。
3、第六條の請求書
林産物検査証箋交付請求書

年 月 日
住 所
姓 名 (印)

00160

右交付を受けたいから請求いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

訓 合

○ 鳥取縣林產物検査証箋小売所
小売人 住所 氏名

四、証箋受拂簿

林產物検査証箋受拂簿

年 月 日	摘要	受	高	拂	高	殘	高

(注意) 証箋の種類ごとに一口座を設けること。
五、第十條の標識

○ 鳥取縣林產物検査証箋元売捌所

分三寸三

昭和二十三年十月三十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣林產物等検査施行手續
第一條 昭和二十三年鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等検査規則(以下規則といふ。)第二條の林產物(以下林產物といふ。)の検査(以下検査といふ。)は、この手續により行うものとする。

第二條 検査又は規則第十六條の点検(以下点検といふ。)

及び同第七條、同第八條の許可(特殊規格木材生産の許可を除く。)(以下許可といふ。)は、地方事務所長の専決処理とする。

2 地方事務所長は、検査及び点検につき特に必要があると認める場合の外、これを林產物検査吏員(以下検査吏員といふ。)に代決せしめるものとする。

第三條 地方事務所長は、規則第五條の駐在所(以下駐在所といふ。)に検査区域及び駐在所に配置する検査吏員を定め又は変更したときは、その内容を知事に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、駐在所に配置した検査吏員の中から駐在所の責任者を定めなければならない。

3 地方事務所長は、駐在所又は検査区域を定め若しくは変更するときは、その内容につき予め知事に協議するものとする。

第四條 檢査吏員は、自己に利害関係のある者の検査又ない。

は点検を行うことができない。

2 檢査吏員が前項の規定又は特別の事由により検査又は点検を行うことができないときは、その駐在所に別の検査吏員のある場合を除き、直ちにその旨を地方事務所長に届け出て、その指示を受けなければならぬ。但し急を要する場合は最寄の駐在所の検査吏員に検査又は点検を依頼し、その旨を直ちに地方事務所長に届け出なければならない。

3 規則第十條但書後段の再検査は、検査に關係のない検査吏員二名以上合議の上、これを行うものとする。

2 地方事務所長は、許可書を検査吏員を通じ交付したとき、受検地変更許可の場合にあつては、その旨を受検地の検査吏員に通知するものとする。

3 地方事務所長は、特殊規格木材生産許可申請書を受理したときは、知事に進達しなければならない。

第六條 檢査吏員は、特別の事由がある場合は、地方事務所長の承認を受け、検査の順序を変更することができる。

第七條 檢査は、申請書の内容と現品及びこれに標示され又は荷票に記入された事項とを照査し、(結束したものにあつては解束してこれを行うものとする。)農林大臣又は知事の定める規格規程によりこれを行わなければならぬ。但し、一口の受検数量が坑木、バルブ用材及び小の素材は百石以上、普通薪は、八十層積石以上の場合には抜取り検査を行うことができる。(この場合抜き取る数量は、受検数量の百分の一以上とする。

第八條 檢査を行つたとき、検査吏員は、木材及び普通薪にあつては、申請書に貼付した林產物検査証箋に捺印し、申請書に契印した検査済の証を交付し、木炭、ガス用薪、たどん、木ろう、はぜの実にあつては、荷票に付した針金を折り返し、これに貼付した林產物検査証箋に捺印しなければならない。但し、規則第十條但書の規定に該当する場合は、單に検査済の証を交付

し、申請書の裏面にその旨を記入することをもつて足るものとする。

2. 前項の認印は、予めこれを地方事務所長に届け出でなければならない。

3. 檢査吏員は、毎月の申請書を取りまとめ、翌月三日までに地方事務所長に提出しなければならない。

第九條 檢査吏員が検査又は再検査若しくは点検を行つたときは、その成績を検査簿に記載しなければならない。但し、第四條第二項但書の依頼を受け検査又は点検を行い又は同條第三項の再検査を行つた検査吏員は、その行つた検査又は点検の成績を、受検地に屬する検査簿に記載しなければならない。

第十條 檢査吏員が規則第十四條の命令又は要求をなし、若しくは規則に違反した者を発見したときは、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

第十一條 檢査吏員は、自己の用いる規則第四條の証票等を他人に貸与し又は使用せしめることができない。

第十二條 檢査吏員は、林產物検査証箋を取り扱うこと

ができない。

第十三條 檢査吏員は、毎月勤務報告及び検査成績を翌月の三日までに、地方事務所長に報告しなければならない。

第十四條 地方事務所長は、事務所に林產物検査成績簿

ならない。

3. 檢査吏員は、検査区域内の違反事件であつて処分の決定した場合は、その旨を地方事務所長に報告しなければならない。

4. 檢査吏員は、つねに検査区域内の関係者を指導し規則違反の防止に努めるものとする。

第十一條 檢査吏員は、自己の用いる規則第四條の証票等を他人に貸与し又は使用せしめることができない。

2. 前項の証票等を不要とするとき、検査吏員は、これを地方事務所長に返納しなければならない。

第十二條 檢査吏員は、林產物検査証箋を取り扱うこと

ができない。

第十三條 檢査吏員は、毎月勤務報告及び検査成績を翌月の三日までに、地方事務所長に報告しなければならない。

2. 地方事務所長は、前項の検査成績を取りまとめ、毎月五日までに知事に報告しなければならない。

第十四條 地方事務所長は、事務所に林產物検査成績簿

附表

一、勤務報告

月分勤務報告 林產物検査吏員 駐在所

第十五條 この手續において取り扱う書類等の様式は、附表による。

第十六條 この手續は、公布の日からこれを施行する。
在所には、日誌、文書收發簿、林產物検査簿、備品台帳、消耗品受拂簿及び地方事務所長の指示する簿冊を備えさせなければならない。

第十七條 昭和二十二年鳥取縣訓令甲第三十号林產物検査施行手續は、これを廢止する。

2. 当分の間、前項の手續による書類等はこれを第十四條のものとみなす。

00163

00162

00165

二

三

注意 数量は石を単位とすること。

木・本・年・検・査・簿

月日	樹種材種用途 (径幅長 (厚))	形 量	數 量	品等別数量		受検者 名又 は名称			
				一等	二等	三等	四等	市町村	

(以下省略)

注意 1、材種別に記載し分類すること。
2、点検の場合は形量、品等別数量の記載を要しない。

3、数量は石を単位とすること。

一

(以下省略)

木・本・年・検・査・簿

月日	区別	種別	數量	金柄及び受 検者		受 検者 名又 は名称			
				白炭	黒炭	松炭	粉炭	合計	

(以下省略)

木ろく及びはぜの実検査簿

月日	別	種別	數量	金柄及び受 検者		受 検者 名又 は名称		
				上	中	下	市町村	

(以下省略)

た・ど・ん・検・査・簿

月日	区分	級	級	合計	受検者	
					住所	氏名

(以下省略)

00166

材種	木材検査成績簿			昭和年月日分	駐在所
	一般用材	小用材	合計		
樹脂	一般用材	小用材	合計	板根類	板根類
マツ	用材	小用材	合計	根角材	根角材
ヒ	丸太柱	木柱	合計	押根角材	押根角材
モミ	木柱	木柱	合計	組合材	組合材
カラマツ	木柱	木柱	合計	船底材	船底材
エゾトドマツ	木柱	木柱	合計	合計	合計
真の	木柱	木柱	合計		
小	木柱	木柱	合計		
カナヤナ	木柱	木柱	合計		
タナフ	木柱	木柱	合計		
シヤクマチダモ	木柱	木柱	合計		
ミヅメミネカリ	木柱	木柱	合計		
クス	木柱	木柱	合計		
其の他	木柱	木柱	合計		
合計	木柱	木柱	合計		
検査除外品	木柱	木柱	合計		
注意	数量は石を単位とすること。				
				内訳	
					其の他

00167

市町村別	木炭検査成績簿					
	鉛柄	白炭	黒炭	松炭	粉炭	合計
○月分						
鑑査						
点検						
検査						
(以下省略)						
注意	数量は石を単位とすること。					

市町村別	林産物検査成績簿				駐在所
	等級	一級	二級	三級	
○月分					
鑑査員					
新規査定					
合計					
注意	数量は石を単位とすること。				
市町村別	林産物検査成績簿			駐在所	
	ガス用薪	合計	包装もしくは未包装の数		
○月分					
鑑査員					
新規査定					
合計					
注意	数量は石を単位とすること。				

00168

木ろう及びはぜ実検査成績簿

(単位斤) 昭和 年 月分

報告責任者

郡町村	種別	数量	等級	別数量	備考
申告件	量數	査檢	上	中	並
合計					
三、日誌					
月日天候					
曜日勤務					
申告件					
四、文書收發簿					
(以下省略)					
受月日來 附受第 名所來					
文書收發簿					
處理期 月日迄 受印					
五、備品合帳					
品名					
六、消耗品受拂簿					
(以下省略)					
品名					

00169

◇鳥取縣告示第五百四十五号

昭和二十三年鳥取縣規則第七十六号鳥取縣林產物等検査規則第四條の証票等及び第八條の標示、荷票、木札を次のように定め、昭和二十二年鳥取縣告示第二百八十一号は、これを廃止する。

昭和二十三年十月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 素材用

径 一寸

(三) 木炭、ガス用薪、たどん、木ろう及びはぜの実用

数字は検査吏員を示す記号

肉色 黒色

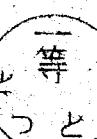
径 一寸二分



品等標示用

銅鉄製極印

一寸六分



肉色 黑色

ゴム製

径 二寸五分

(二) 製材用

肉色 黑色

ゴム製

数字は検査吏員を示す記号

径 一寸二分

(三) 木炭、ガス用薪、たどん、木ろう及びはぜの実用

数字は検査吏員を示す記号

肉色 黑色

径 一寸二分

数字は検査吏員を示す記号

ガス用薪、たどん、木ろう、はぜの実
の印章の中央欄

の印章の中央欄

(一)自家用木材を現わすもの
二、記 号

ガス用薪

たどん。二級

生ろう。上等

はぜの実。上等

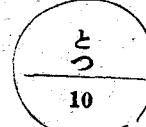


径 一寸五分
ゴム製

肉色 黒色

00170

(四)普通薪用



径 六分
鋼鉄製極印

内色 黒色
数字は検査吏
員を示す記号

径 一寸五分
ゴム製

肉色 黒色

吉野スギに準する割増

(二)昭和二十三年物價令告示第一千十五号木材販売價
格の統制額指定の件によるもの

00171

ブナ齒板の加算



径 一寸五分
ゴム製

内色 黑色

食糧品罐詰用包装木箱仕組板の割増



径 一寸五分
ゴム製

内色 黑色

人工乾燥に対する加算



径 一寸五分
ゴム製

内色 黑色

(三)点検用のもの



素材及び普通薪用

径 六分
鋼鉄製極印

内色 黑色

(四)製材、木炭、ガス用薪用



径 一寸五分
ゴム製

内色 黑色

三、標示及び印章を押す箇所

(一)丸太

印 章 を 押 す 箇 所



○品等を標示する記号
を附する箇所

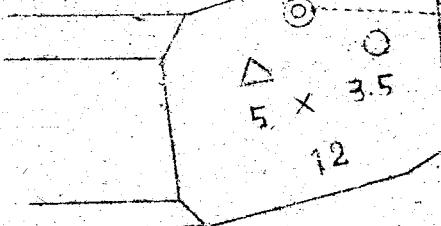
△品等を標示する箇所

形量 径 七寸五分
長 十二尺

標示する箇所は末口と
する。
但し梢端部を附したも
のは元口とする。

(二) 柚角

印 章 を 押 す 箇 所



○品等を標示する記号
を附する箇所

△品等を標示する箇所

形量 幅 五寸
厚 三寸五分
長 十二尺

00173

00172

(三) 製材

印章を押す箇所

(鳥) ○ 樹種名。材種名。品等
幅 厚 長 入數 又は
生産者名
稱号

四、荷票

貯 量

一寸三分

正味
徑 一寸二分

取
鳥
一寸五分
紙質 厚紙

文字 黒色

一寸五分
紙色 白色

◆鳥取縣告示第五百四十六号
昭和二十二年鳥取縣告示第三百一十三号（特殊規格木材
生産許可申請書の様式）及び同第二百五号（特殊材の販
売價格の統制額指定の件）は、これを廢止する。

昭和二十三年十月三十日

鳥取縣知事・西 尾 愛 治

五、木札

六寸六分

荷票貼付箇所

生産地	
受検者	住所
都市	村町
氏名	

一寸六分